

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めることについて

○ 改正内容

狩猟において錯誤捕獲を防止するとともに、仮に錯誤捕獲があった場合の鳥獣の損傷を軽減し、鳥獣の解放を促すため、対象狩猟鳥獣(鳥類のひなを含む)の捕獲等を禁止する猟法を次のとおりとする。(改正後の下線部が新たに禁止する猟法として追加するもの)。

| 捕獲等を する鳥獣 | 禁 止 す る 猟 法 | |
|-----------------------|--|---|
| | 改 正 後 | 現 行 |
| 鳥類 | ○わなを使用する方法 | ○わなを使用する方法 |
| ヒグマ ツキノ ワグマ | ○わなを使用する方法 (※ くくりわな、はこわな、はこおとし、 とらばさみ、囲いわななどすべてのわ なによる捕獲等を禁止) | ○おし、はこわな及びくく りわなを使用する方法 ○とらばさみであって、鋸 歯のあるもの又は開いた 状態の内径の最大長が12 cm以上のものを使用する 方法。 |
| イノシ シ ニホン ジカ | ○くくりわなであって下記の要件に一つでも 該当するものを使用する方法 <u>①輪の直径が十二センチメートルを超える もの</u> <u>②締付け防止金具が装着されていないもの</u> <u>③よりもどしが装着されていないもの</u> <u>④ワイヤーの直径が四ミリメートル未満で あるもの</u> ○おしを使用する方法 ○とらばさみを使用する方法 (※ 構造にかかわらずとらばさみは禁止) | (※くくりわなの制限なし) ○おしを使用する方法 ○とらばさみであって、鋸 歯のあるもの又は開いた 状態の内径の最大長が12 cm以上のものを使用する 方法。 |
| 上記以 外の鳥 獣 | ○くくりわなであって下記の要件に一つでも 該当するものを使用する方法 <u>①輪の直径が十二センチメートルを超える もの</u> <u>②締付け防止金具が装着されていないもの</u> ○おしを使用する方法 ○とらばさみを使用する方法 (※ 構造にかかわらずとらばさみは禁止) | (※くくりわなの制限なし) ○おしを使用する方法 ○とらばさみであって、鋸 歯のあるもの又は開いた 状態の内径の最大長が12 cm以上のものを使用する 方法。 |

（案件の概要）対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めることについて

1 改正内容

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第1項第3号の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令28号）第10条第3項において定めている禁止する猟法を下記のとおり改めるもの。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）施行規則案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。</p> <p>一 ユキウサギ（レプス・テイミドウス）及びノウサギ（レプス・ブラキウリス）以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによりはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）</p> <p>二 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法</p> <p>三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行中のモーターポートの上から銃器を使用する方法</p> <p>四 構造の一部として三発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法</p> <p>五 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・テイベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファア）及びニホンジカ（ケルヴス・ニボン）にあつては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法</p> <p>六 空気散弾銃を使用する方法</p> <p>七 同時に三十一以上のわなを使用する方法</p> | <p>法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。</p> <p>一 ユキウサギ（レプス・テイミドウス）及びノウサギ（レプス・ブラキウリス）以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによりはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）</p> <p>二 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法</p> <p>三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行中のモーターポートの上から銃器を使用する方法</p> <p>四 構造の一部として三発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法</p> <p>五 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・テイベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファア）及びニホンジカ（ケルヴス・ニボン）にあつては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法</p> <p>六 空気散弾銃を使用する方法</p> <p>七 わな（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）及びツキノワグマ（ウ</p> |

八 鳥類並びにヒグマ（ウルスス・アルクトス）及びツキノワグマ（ウルスス・テイベタヌス）の捕獲等をするため、わなを使用する方法

九 イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルガス・ニボン）の捕獲等をするため、くくりわなであつて、輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されてい
ないもの、よりもしが装着されていないもの若しくはワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるもの、おし又はとらばさみを
使用する方法

十 ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・テイベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルガス・ニボン）以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわ
なであつて輪の直径が十二センチメートルを超えるもの若しくは
締付け防止金具が装着されていないもの、おし又はとらばさみを
使用する方法

十一 つりばり又はとりもちを使用する方法

十二 弓矢を使用する方法

十三 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法

十四 キジ笛を使用する方法

十五 ヤマドリ（スイルマテイククス・ソエンメルリンギイ）及びキジ（フアスアイヌス・コロキクス）の捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

ルスス・テイベタヌス）にあつては、おし、はこわな及びくくりわな
に限り、その他の獣類にあつては、おしに限る。）を使用する方法

八 同時に三十一以上のわなを使用する方法

九 とらばさみであつて、鋸歯のあるもの又は開いた状態における
内径の最大長が十二センチメートル以上のものを使用する方法

土 つりばり又はとりもちを使用する方法

十一 弓矢を使用する方法

十二 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法

十三 キジ笛を使用する方法

十四 ヤマドリ（スイルマテイククス・ソエンメルリンギイ）及びキジ（フアスアイヌス・コロキクス）の捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

2 改正理由

- クマ類の保護の観点から、わな全般の使用を禁止する。
- とらばさみについては、捕獲された場合の鳥獣の損傷が大きいため、狩猟における使用を禁止する。
- くくりわなについては、狩猟における錯誤捕獲を防止し、仮に錯誤捕獲があつた場合でも捕獲個体の損傷を軽減及び、捕獲個体の解放を容易にするため、構造基準の見直しを図る。